

◇一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例の廃止に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 職務段階等に応じた基礎額の加算措置について、保育士給料表の適用を受ける者で職務の級が5級である者への加算割合を定めることにしました。
- 3 勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)